

回答書

平成22年11月17日

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡村 勲 殿

弁護士 松坂 英明



貴会からいただきました2010年10月5日付け書簡（質問状）に対し、下記のとおり当職の意見を述べます。

記

1、 弁護士自治の意味、自治権の範囲について

当職は、当初の法務省案文について、弁護士自治のひとつである「弁護士会による弁護士に対する指導・監督」という理念に抵触する恐れがあると考えました。

すなわち、当初案は、

「法テラスが」「精通弁護士に対する研修を行い」「弁護士によるサービスの質の向上に取り組む」

というものであり、結局、

弁護士会以外の（法テラスという）公的機関が、制度的に、弁護士会が紹介した弁護士に対する研修についての権利義務を負い、且つ弁護士のサービスの質の向上にも同様に権利義務を負う。

という構成になっています。少なくとも、そのように解釈することができる文言体裁になっています。

当職は、この文言構成は、上記「弁護士会による弁護士に対する指導監督」という理念に抵触すると考えた次第です。

そして、この場合、当職と同様な考えを有する弁護士から、相当な反発が出るであろうことを危惧しました。

そこで、あのような意見を述べさせていただいた次第です。

2、 日弁連との関係について

当職は、日弁連犯罪被害者支援委員会並びに当職に対するバックアッ

ブ委員会に対して、当職の意見を開陳しました。その際、特段、異論は出ませんでした。

そこで、「川弁連とのすり合わせの有無についての質問ですが、上記のとおり経過が存するだけですので、これをもって、「すりあわせがあった」と言うか否かは評価の問題であろうと思います。

つぎに、「川弁連も同様の意見か」という質問についてですが、そのことを裏付けるための機関決定をいただいているわけではありません。あくまでも、当職の私見を述べたものです。

以上